

## ○宮代町墓地、埋葬等に関する条例施行規則

平成14年3月29日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮代町墓地、埋葬等に関する条例(平成14年宮代町条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(経営の許可の申請)

第2条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可を受けようとする者は、墓地(納骨堂・火葬場)経営許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、正副各1通を町長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の周囲300メートル以内の区域の状況を明らかにした2,500分の1以上の縮尺の概況図(道路、鉄道、河川、湖沼、公園、学校、保育所、病院その他の公共施設、住宅及び飲用水源の位置を示したもの)
- (2) 墓地等を設置する場所を明らかにした25,000分の1以上の縮尺の地図
- (3) 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面及び墳墓の区画図並びに便所、給水設備、ごみ処理のための施設等の平面図及び配置図
- (4) 納骨堂又は火葬場にあつては、建物及びその附属施設の平面図、立面図及び配置図
- (5) 墓地等に係る土地の登記事項証明書
- (6) 申請者が地方公共団体である場合は、墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
- (7) 申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、当該法人の定款、寄附行為又は規則の写し及び登記事項証明書並びに墓地等の設置に係る意思決定をした旨を証する書類
- (8) 墓地等の維持管理の方法、収支予算書、資金計画書その他の墓地等の経営に関する書類(経営の許可書)

第3条 町長は、法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可をした場合は、墓地(納骨堂・火葬場)経営許可書(様式第2号)を、申請書の副本を添えて交付しなければならない。

(変更の許可の申請)

第4条 法第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、墓地区域(納骨堂施設・火葬場施設)変更許可申請書(様式第3号)に、変更事項に係る第2条各号に掲げる書類で町長が指定するものを添付し、正副各1通を町長に提出しなければならない。

(変更の許可書)

第5条 町長は、法第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可をした場合は、墓地(納骨堂・火葬場)変更許可書(様式第4号)を、申請書の副本を添えて交付しなければならない。

(経営廃止の許可の申請)

第6条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地(納骨堂・火葬場)経営廃止許可申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、正副各1通を町長に提出しなければならない。

- (1) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬報告書
- (2) 申請者が地方公共団体である場合は、墓地等の廃止に係る議会の議決書の写し
- (3) 申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、墓地等の廃止に係る意思決定をした旨を証する書類

(経営廃止の許可書)

第7条 町長は、法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可をした場合は、墓地(納骨堂・火葬場)廃止許可書(様式第6号)を、申請書の副本を添えて交付しなければならない。

(みなし許可に係る届出)

第8条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつたものとみなされる場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかに墓地(火葬場)みなし許可届出書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(名称等の変更届)



第9条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに墓地(納骨堂・火葬場)の名称等の変更届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の名称
- (2) 墓地等の所在地の表示
- (3) 経営者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (4) 経営者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (5) 墓地の区画数(墓地の区域の変更を伴うものを除く。)

(工事完了届)

第10条 条例第5条第1項の規定による届出は、工事完了届(様式第9号)によるものとし、地積測量図を添付し、町長に提出しなければならない。

(経営者の氏名等の掲示)

第11条 条例第6条第1号の措置は、掲示板(様式第10号)を掲示して講じるものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第11号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成28年規則第33号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)